
規 則

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

高知県知事 瀧田 省司

高知県規則第24号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第27条第2項及び第3項中「第21条第1項及び第22条」を「第21条第1項及び第3項、第22条から第24条まで並びに第27条」に改める。

第29条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第34条第2項各号の通知書、申請書及び届出の提出については、前項の規定を準用する。

別記第3号様式副本、別記第4号様式副本、別記第5号様式副本及び別記第8号様式副本中「」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則